

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】<傷害補償(MS&AD型)>

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、被保険者の範囲に関する特約（「夫婦型への変更に関する特約」、「配偶者対象外型への変更に関する特約」または「家族型への変更に関する特約」をいいます）のセット有無により次の表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、ケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

セットされる特約	補償の対象となる方		
	ご本人※1	配偶者※2	同居の親族※3・別居の未婚※4の子※5
①被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合	○	—	—
②「家族型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	○
③「夫婦型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	—
④「配偶者対象外型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	—	○

※1 ご本人とは、保険証券記載の被保険者をいいます。

※2 配偶者とは、ご本人の婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※5 同居の親族・別居の未婚の子とは、家族型では「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。配偶者対象外型では「本人の同居の親族」または「本人の別居の未婚の子」をいいます。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

1. 被保険者が被った次の傷害（「ケガ※1」といいます）に対して保険金をお支払いします。

①「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
②「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合	次のいずれかのケガ a. 運行中の交通乗用具※2に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ b. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内侧）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ c. 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ d. 交通乗用具の火災によって被ったケガ

※1 ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

※2 交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

(注)「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

(注)「就業中の傷害危険対象外特約」がセットされた場合、職業または職務従事中に被ったケガについては保険金のお支払い対象とはなりません。ただし、通勤途上で被ったケガに対しては保険金をお支払いします。

(注)「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

(注)「自転車搭乗中等のみ補償特約」がセットされた場合は、次に掲げるケガに限り、保険金をお支払いします。

①自転車で乗車している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ

②自転車で乗車していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触によって被ったケガ

2. 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。

(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金 ※「傷害死亡保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金額がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約」がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより死亡したときは、増額部分の保険金額（保険期間中に後遺障害に対して既にお支払いした増額部分の保険金額がある場合は、その額を差し引いた額）	●「自転車搭乗中等のみ補償特約」以外の場合 (1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※1等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害後遺障害保険金 ※「傷害後遺障害保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	<p>事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。</p>	<p>を加算してお支払いします。</p> <p>傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%)</p> <p>※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』がセットされた場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。</p> <p>※ 「傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約」がセットされた場合、傷害後遺障害保険金をお支払いし、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日経過後も生存しているときに、傷害後遺障害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。</p> <p>※ 「傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約」がセットされた場合、被保険者に発生した後遺障害について、保険金支払割合が「42%以上」となるときに限り、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1.②のケガにより後遺障害を被ったときは、増額部分の保険金額に上記算式の保険金支払割合を乗じた額を加算してお支払いします。ただし、保険期間を通じ、合算して増額部分の保険金額が限度となります。</p>	<p>⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※3</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>①原因がいかなくなるまで、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※4</p> <p>②入浴中の溺水※5。ただし、保険金をお支払いすべきケガによる場合は保険金をお支払いします。</p> <p>③原因がいかなくなるまで、誤嚥※6によって発生した肺炎</p> <p>④細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※7</p> <p>※1 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。</p> <p>※2 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※4 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※5 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。</p> <p>※6 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。</p> <p>※7 「食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。ただし、傷害死亡保険金に関しては、約款所定の条件に該当した場合に限り、</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>○「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合</p> <p>①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</p> <p>②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間 (ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます)</p> <p>イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間 (ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>③被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をい)、登る壁の高さが5m以下のボルダリング(含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p>
傷害入院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>傷害入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 「傷害入院保険金および傷害通院保険金支払条件変更(フランチャイズ)特約」がセットされた場合、傷害入院保険金の免責期間の満了日までの入院についても、入院日数に含めてお支払いします。</p> <p>※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1.②のケガにより入院したときは、増額部分の入院保険金日額に入院日数を乗じた額を加算してお支払いします。</p>	<p>※5 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。</p> <p>※6 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。</p> <p>※7 「食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。ただし、傷害死亡保険金に関しては、約款所定の条件に該当した場合に限り、</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>○「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合</p> <p>①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</p> <p>②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間 (ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます)</p> <p>イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間 (ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>③被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をい)、登る壁の高さが5m以下のボルダリング(含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p>
傷害手術保険金 ※「傷害手術保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 創傷処理 皮膚切開術 デブリードマン 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 抜歯手術 歯科診療固有の診療行為 	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>①入院中に受けた手術</p> <p>傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>②上記①以外の手術</p> <p>傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金お支払いの対象となる手術を同一日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとし、 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、そ 	<p>③被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をい)、登る壁の高さが5m以下のボルダリング(含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>為</p> <p>②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2)</p> <p>(*1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を行います。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>(*2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。</p>	<p>の手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術が複数回を受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。 <p>※「交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約」がセットされた場合、前記1.②のケガにより手術を受けたときは、増額部分の入院保険金日額の10倍(上記①)または5倍(上記②)を加算してお支払いします。</p>	<p>など</p> <p>(*1)乗用具とは、自動車等またはモーターボート等を行います。</p> <p>(*2)競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)を行います。</p> <p>○「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合および「交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約」による増額部分</p> <p>①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア. 交通乗用具を用いて競技等(*)をしている間(ウ. に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます)</p> <p>イ. 交通乗用具を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間</p> <p>②船舶に搭乗することを職務とする被保険者(養成所の職員・生徒である場合を含みます)が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故</p> <p>④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故</p> <p>⑤被保険者が職務として、荷物などの交通乗用具への積み込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>など</p> <p>(*)競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)、訓練(自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません)または試運転(性能試験を目的とする運転もしくは操縦)を行います。</p>
<p>傷害通院保険金</p>	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療により、治療を受けることをいいます。</p> <p>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は、通院に含まれません。</p>	<p>傷害通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 「実通院日のみの傷害通院保険金支払特約」がセットされた場合を除き、通院しない場合であっても、約款所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を通院日数に含めてお支払いします。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から約款所定の部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限りです。</p> <p>※ 「実通院日のみの傷害通院保険金支払特約」がセットされた場合は、現実に通院した日に限り保険金をお支払いします。</p> <p>※ 「傷害入院保険金および傷害通院保険金支払条件変更(フランチャイズ)特約」がセットされた場合、事故の発生の日から傷害通院保険金の免責期間の満了日までの通院についても、通院日数に含めて保険金をお支払いします。</p> <p>※ 「交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約」がセットされた場合、前記1.②のケガにより通院したときは、増額部分の通院保険金日額に通院日数を乗じた額を加算してお支払いします。</p>	<p>●「自転車搭乗中等のみ補償特約」の場合</p> <p>(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 など <p>※ テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①原因がいかなるときでも、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※ ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 <p>※ 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3) 次のいずれかに該当する間の事故によって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 自転車をを用いて競技等(*)をしている間(③に該当しない「自転車をを用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます) ② 自転車をを用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により自転車をを使用している間(③に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により自転車をを使用している間」を除きます) ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車をを用いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により自転車をを使用している間 (*) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

[手術保険金お支払例]

超音波骨折治療法を3回受けた場合 ○手術 ×手術 ○手術 ▼ ▼ ▼ 10月1日 10月10日 10月25日	・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。
---	--

■ 傷害補償 (MS&AD型) 特約の補償条件に関する主な特約

傷害補償 (MS&AD型) 特約の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
自宅外かつ就業外かつ学校管理下外の傷害2倍支払特約	自宅外かつ就業外かつ学校管理下外においてケガを被った場合、傷害補償 (MS&AD型) 特約の保険金と同額を追加してお支払いする特約です。
熱中症危険補償特約	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合も、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。
顔面・頭部、頸部 ^{けいぶ} 傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約	傷害入院保険金または傷害通院保険金をお支払いする場合において、被保険者が顔面・頭部または頸部にケガを被り、その部分の治療について切開、縫合、補てつなどの外科手術または歯科手術を受けたときは、その治療期間に対する傷害入院保険金・傷害通院保険金の額を2倍にしてお支払いする特約です。
第三者の加害行為による保険金2倍支払特約	「第三者の故意による加害行為 (警察への届出が必要です)」または「ひき逃げ (加害者が事故の発生の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます)」によって被保険者がケガを被った場合、傷害補償 (MS&AD型) 特約の保険金を2倍にしてお支払いする特約です。
傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約	傷害入院保険金をお支払いする日数の最初の7日または傷害通院保険金をお支払いする日数の最初の7日に対して、傷害入院保険金または傷害通院保険金を2倍にして支払う特約です。 ※ 同一事故により傷害入院保険金および傷害通院保険金の両方についてお支払いする場合は、傷害通院保険金を支払う日数は、7日から傷害入院保険金をお支払いする日数を差し引いた残りの日数を限度とします。傷害入院保険金をお支払いする日数が、7日以上ときは傷害通院保険金については対象外となります。
傷害入院保険金の7日間2倍支払特約	傷害入院保険金支払対象期間の最初の7日間に対して、傷害入院保険金の2倍の額を支払う特約です。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害長期入院一時金補償(270日)特約	傷害長期入院一時金	事故によるケガの治療のため、入院し、1回の入院が保険証券記載の傷害長期入院日数(270日)以上継続した場合	<p>傷害長期入院一時金額の全額</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 1事故に基づく入院につき、1回のお支払いに限ります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に同一のケガにより再入院した場合は、前の入院とあわせて継続した1入院として取り扱います。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』(以下、特定感染症補償特約といいます)がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が傷害長期入院日数(270日)以上継続したときも、傷害長期入院一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときは除きます。 ※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下の傷害2倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金2倍支払特約」または「顔面、頭部、頸部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害長期入院一時金を2倍にしてお支払いします。 	傷害補償(MS&AD型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害長期入院一時金補償(365日)特約	傷害長期入院一時金	事故によるケガの治療のため、入院し、1回の入院が保険証券記載の傷害長期入院日数(365日)以上継続した場合	<p>傷害長期入院一時金額の全額</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 1事故に基づく入院につき、1回のお支払いに限ります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に同一のケガにより再入院した場合は、前の入院とあわせて継続した1入院として取り扱います。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』(以下、特定感染症補償特約といいます)がセットされた場合、特定感染症による入院の日数が傷害長期入院日数(365日)以上継続したときも、傷害長期入院一時金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときは除きます。 ※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下の傷害2倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金2倍支払特約」または「顔面、頭部、頸部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害長期入院一時金を2倍にしてお支払いします。 	傷害補償(MS&AD型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	傷害長期入院時保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その状態が90日以上となった場合	<p>傷害長期入院時保険金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 1回の事故につき、入院日数が事故の日からその日を含めて90日の倍数(整数)となるごとに保険金をお支払いします。 ※ 保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の日は含みません。 ※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』(以下、特定感染症補償特約といいます)がセットされた 	傷害補償(MS&AD型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>場合、特定感染症による入院の日数が90日以上となったときも、傷害長期入院時保険金をお支払いします。ただし、特定感染症補償特約の保険金をお支払いできない場合に該当するときを除きます。</p> <p>※ 「自宅外かつ就業外かつ学校管理下の傷害2倍支払特約」、「第三者の加害行為による保険金2倍支払特約」または「顔面、頭部、頸部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」がセットされた場合、その特定の事故によるケガについても、傷害長期入院時保険金を2倍にしてお支払いします。</p>	
傷害部位・症状別保険金補償特約	傷害部位・症状別保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合	<p>①治療日数の合計が5日以上の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 傷害部位・症状別保険金額 </div> \times <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 約款所定の傷害部位・症状別保険金支払倍率 (5倍～120倍) </div> <p>②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 傷害部位・症状別保険金額 </div> <p>※ 同一事故により被ったケガの部位または症状が約款所定の複数の項目に該当する場合は、そのうち最も高い支払倍率を乗じます。</p> <p>※ 「治療日数」とは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、ケガの治療のため入院または約款所定の通院した日数をいいます。</p>	傷害補償(MS&AD型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
固定具等装着時一時保険金補償特約	固定具等装着時一時保険金	<p>事故によるケガの治療のため、次のいずれかに該当した場合</p> <p>①画像診断に基づき、四肢ギプス、体幹ギプス包帯、鎖骨ギプス包帯(片側)またはギプスベッドを装着した場合(公的医療保険において算定対象となるものに限り)</p> <p>②上記①以外の3日以上連続した固定具等装着の場合</p> <p>※ 固定具等装着とは、医師の指示による固定(診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り)または可動域制限を目的とした固定具等の装着をいいます。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 傷害通院保険金日額 </div> \times <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 約款所定の倍率 (3倍～20倍) </div> <p>※ 1事故に基づくケガにつき、1回を限度とします。</p> <p>※ 1事故に基づくケガに対して複数の固定具等を装着した場合、最も高い倍率を乗じます。</p>	傷害補償(MS&AD型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
骨折・関節脱臼・腱断裂一時金支払特約	骨折・関節脱臼・腱断裂一時金	事故によるケガのため、約款所定の骨折・関節脱臼・腱断裂のいずれかに該当した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 骨折・関節脱臼・腱断裂一時金額の全額 </div> <p>※ 保険期間を通じて、1回を限度とします。</p>	傷害補償(MS&AD型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
傷害による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	傷害による集中治療室等利用時一時保険金	<p>事故によるケガのため、入院し、傷害入院保険金の支払対象期間内に集中治療室管理等を受けた場合</p> <p>※ 集中治療室管理等とは、次のいずれにも該当する診療行為をいいます。</p> <p>①厚生労働省告示に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行う診療行為</p> <p>②公的医療保険制度において、救命救急入院料または集中治療室管理料の対象となる診療行為</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 傷害入院保険金日額 </div> \times <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 20 </div> <p>※ 1事故に基づく入院につき、1回を限度とします。</p>	傷害補償(MS&AD型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		(歯科診療固有の診療行為は除きます)		
心神喪失等による傷害事故一時金支払特約 〔特定危険一時金支払特約セット〕	特定危険一時金	脳疾患、病気または心神喪失を原因とする事故によるケガにより次のいずれかに該当した場合 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、ケガの治療のため1日以上入院した場合	①左記①に該当した場合 特定危険一時金額 × 5 ②左記②に該当した場合 特定危険一時金額 ※ 1事故につき、1回のお支払いに限り、 ※ 左記①および②のいずれにも該当した場合は、上記①の額をお支払いします。	(1) 傷害補償 (MS&AD型) 特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(1) ①～③および⑤～⑩、(2) ならびに (3) と同じ (2) 傷害補償 (MS&AD型) 特約により保険金をお支払いするケガに対しては、保険金をお支払いできません。
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、入院保険金」補償特約 ※特定感染症は欄外をご参照ください。	後遺障害保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて180日以内に傷害補償 (MS&AD型) 特約所定の後遺障害が発生した場合 ※ 発病の日からその日を含めて180日を超えても治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%～100%) ※ 傷害後遺障害保険金または後遺障害保険金をお支払いしている場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた額が限度となります。 ※ 「傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約」がセットされた場合、後遺障害保険金をお支払いし、かつ、発病の日からその日を含めて180日経過後も生存しているときに、後遺障害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。	(1) 次のいずれかにより発病した特定感染症の発病に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者に対する刑の執行 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧ 傷害補償 (MS&AD型) 特約により保険金をお支払いするケガ (2) 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症 (継続契約を含みません) に対しては、保険金をお支払いできません。 ※ テロ行為によって発生したものに關しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
	入院保険金	特定感染症の発病により、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 発病の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 「傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約」または「傷害入院保険金の7日間2倍支払特約」がセットされた場合、特定感染症による入院保険金のお支払いする対象となる最初の7日間に対して、保険金を2倍にしてお支払いします。	
	通院保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療により、治療を受けることをいいます。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は、通院に含まれません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 「傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約」がセットされた場合、特定感染症による通院保険金のお支払い対象となる最初の7日 (入院保険金のお支払い対象となる日数がある場合はその日数を差し引いた日数) に対して、保険金を2倍にしてお支払いします。	

特定感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する次のいずれかの感染症をいいます。

①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症 (注)

(注) 指定感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、適用されます。

2025年2月現在、上記に該当する感染症は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう (天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 (ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 (O-157等)、腸チフス、パラチフスです。